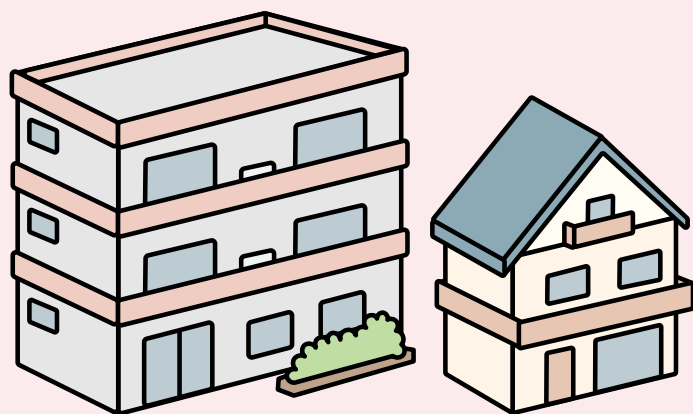


安い掛金
大型保障

どけん火災共済

最高**6,000万円** (全焼の時) **+** 臨時費用**15%** (200万円まで) の保障



万が一の時も、仲間で助け合う
やさしい保障内容

罹災者の立場に立った給付内容

- 66%以上の罹災で全焼給付 (他は70~80%以上)
- 古くても同等品が購入できる標準的な価格で保障 (修理不能のとき)
- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障

自然災害の保障付きで生活再建を応援!

最高(全壊時) **450万円**

※損害区分と加入口数により保障額が異なります
※付属物 (カーポートやベランダなど) は対象外です

建設従事者にピッタリ作業場の加入もOK

- 事務所・作業場も可 (個人使用のもの)
- 新築・増築中も可 (個人請負、着工~完成引渡しの間)
- 組合員が所有する別荘、貸家も可

オプション

地震が原因の火災被害は地震共済での保障となります
万が一に備え、地震共済にも加入しましょう

被災時の
生活再建に

どけん地震共済

最高**1,200万円** (全壊の時) の保障

仲間の要望に
応えて
つくりました

生活再建に役立つ 早い給付

自治体の罹災証明にもとづき、すぐに給付します。

どけん地震共済だけ の仮払い制度

大規模震災などで罹災証明書の発行が遅れている場合でも一定額の仮払金を支払います。



火災共済・地震共済重要事項

本書面の内容は、火災共済・地震共済制度に関する抜粋です。ご契約の前に必ずお読みのうえお申込みください。

【万一被害に遭われたら】

火災等の被害や地震災害に遭われた場合は、すぐに所属の支部またはどけん共済会へご連絡ください。事故の報告が遅れたことにより被害状況が正しく確認できなかった箇所については、給付できない場合があります。また、共済金の請求期限は、事由発生日から1年ですのでご注意ください。

【加入資格】

共済契約者は、組合に在籍している組合員・主婦の会の正会員です。ただし、主婦の会の会員は地震の加入はできません。

【どけん火災共済申込時の注意点】

申込内容をご確認のうえ、建物の実態にあったお申込み手続きをお願いします。

①自家・借家

組合員本人が居住する生活の本拠地を指します(原則1物件のみ)。組合員本人名義でも本人以外の家族が居住している場合は「別棟」での加入となります。

②別棟・別荘

上記の「自家」以外で、余暇利用などで使用している建物、もしくは組合員本人以外の家族が居住している建物を指します。加入限度は、住宅100口かつ建物の購入価格の範囲内、家財100口となります。相続などで無償譲渡された建物については住宅の加入はできません。別棟・別荘の加入の場合は自家の加入が必須です。

③貸家・貸集合住宅

寮・寄宿舎として使用している場合、店舗・事務所・作業場として使用している場合、空き家の場合は加入できません。また、居住の用途以外に使用している部分は保障の対象になりません。

④事務所・作業場

建設業以外の店舗、貸店舗、貸事務所、貸作業場などは加入できません。また建設業でも、事業用の家財や法人で使用している建物は加入の対象になりません。

⑤併用住宅での契約

どけん火災共済における「併用住宅」とは下記のa、b両方を満たす建物です。

a.自家と建設業に関わる事務所(店舗)・作業場との併設で、事務所(店舗)・作業場の面積が自家の居住部分の面積を超えない建物

b.自家と建設業に関わる事務所(店舗)・作業場との併設で、事務所(店舗)・作業場の面積が20坪未満の建物

上記以外の建物(例:自家と貸家の併設など)は併用住宅として加入できませんので、それぞれ別々にご契約ください。併用住宅の場合も、事業用の家財は保障の対象になりません。

⑥1つの建物の中に、加入対象外の部分がある場合は、その部分を除いてご加入ください。

⑦鉄筋・木造等の区分

原則、鉄筋コンクリートの建物は「鉄筋」、それ以外の鉄骨または木造の建物は「木造等」の区分となります。1時間以上の耐火建築物であることを公的な書面で確認できる建物は「鉄筋」として加入できますが、確認できない場合は「木造等」での加入となります。なお、「木造等」の建物が誤って「鉄筋」として加入している場合、保障額が半分となりますのでご注意ください。

【どけん地震共済申込時の注意点】

どけん地震共済は、組合員の生活の本拠地(実際に居住している場所)

として自家(住宅・家財)、または、借家(家財のみ)の加入ができます。共済契約者は1人に限るものとします。どけん火災共済の付帯共済となりますので地震共済単独での加入はできません。組合員の居住する自家または、借家以外の物件は加入できません。

【共済掛金の払い込みについて】

原則、初回の共済掛金は現金払いとなります。地震共済の申込時は口座情報(金融機関名・口座番号・金融機関届出印・口座名義人・預金種目等)の登録が必須です。

【契約の発効について】

火災共済の契約発効は、掛金入金日の翌日午前0時以降です。地震共済の契約発効は、掛金入金日の翌月1日以降の午前0時です。地震共済の発効日は掛金入金日の翌日ではありませんのでご注意ください。

【質権設定について】

住宅ローンの担保として質権を設定する時は、各支部に備え付けの「質権設定承認請求書」をご使用ください。なお、事業用の借入金を対象とした質権(根質)の場合は承認しません。質権設定は、1年契約の火災共済に合わせて毎年設定が必要です。

火災共済加入者で既に質権設定している場合で、契約途中から地震共済加入ならば、いったん質権抹消し、地震共済加入後、質権を再度設定する必要があります。

【その他の留意事項】 ※火災・地震共通

組合脱退に伴う取扱い

組合脱退後は、火災共済、地震共済とも契約更新はできません。ただし、直近の満期までは契約継続できます。なお、契約物件が転居などにより空き家になった場合や法人使用となった場合など、契約内容に変更があった時には、その時点で解約が必要です。

【複数の保険に加入されている方へ】 ※火災・地震共通

(1)どけん火災共済及び地震共済の立場

どけん火災共済及び地震共済は、労働組合の自主的な共済として仲間の助け合いを目的に運営しており、それぞれの規約・規定に基づき給付金を支払います。

(2)どけん共済会の個人情報保護の方針について

どけん共済会は、損害保険会社等からの問い合わせには、契約者本人の同意を得た場合を除き、原則として個人情報保護の観点から一切応じません。

(3)家計費節約のために契約は一本に

掛金が安く制度内容が良い、どけん火災共済・地震共済に絞ってのご契約をお勧めします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【個人情報の取扱いに関する説明事項】 ※火災・地震共通

- 本契約に関する個人情報を、共済契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)及び、各種サービス、他の共済制度等の案内のために利用します。
- 本契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)に必要な範囲において、また共済制度の健全な運営確保と不正請求防止に契約内容、事故内容、共済金請求に係る個人情報を組合役員・書記局(本部・支部など)及び「第三者」に提供することがあります。
上記「第三者」は、共済事故の関係者(当事者、共済団体・損害保険会社、共済事故損害調査会社、修理業者等)、医療機関、再共済団体等をいいます。

お問い合わせは

所属支部または神奈川土建どけん共済会 ☎045-453-9806

ワイドな

保障範囲

詳しくは所属支部またはどけん共済会にお問い合わせください。



どけん火災共済

火災等共済金



火災



消火作業による冠水・破壊



車両の突入



航空機墜落



破裂・爆発



突発的な第三者の加害行為



水漏れ



落雷

被害の程度	焼破損割合	支払い額
全焼	66%以上	契約共済金の全額
その他	66%未満	実損額



さらに

臨時費用

最高**200万円**限度
支払い共済金の**15%**

※電器製品のみ落雷被害は臨時費用を含め30万円が給付限度です。※付属物のみの損害は給付限度が異なります。
※1口あたりの保障額は10万円です。

自然災害等共済金

被害の程度	1口あたりの保障額	支払い限度額
全壊	45,000円	450万円
半壊	15,000円～25,000円	180～270万円
部分壊	500円～4,000円	6～50万円
床上浸水	1,000円～10,000円	23～203万円



さらに

臨時費用

支払い共済金の
15%

※床下浸水のみの損害、屋根のアンテナのみの損害、ベランダの屋根など、付属物の損害は給付対象となりません。

地震災害見舞金

被害の程度	1口あたりの保障額	支払い限度額(住宅)	支払い限度額(家財)
全壊	10,000円	100万円	20万円
半壊	5,000円	30万円	10万円
一部損壊	1,000円	5万円	3万円

※損害区分(被害の程度)は自治体の「罹災証明」によります。

諸費用共済金

持ち出し家財共済金

一時的に持ち出した家財が火災等で損害を受けたとき

100万円 または契約額の20%

失火見舞費用共済金

加入者が火災により第三者に損害を与え、見舞金を支払ったとき

100万円 または契約額の20%(1世帯40万円)

漏水見舞費用共済金

突発的な事故で加入者が第三者に水もれ損害を与え、見舞金を支払ったとき(経年劣化によるものを除く)

50万円 または契約額の20%(1世帯15万円)

修理費用共済金

賃借人である加入者の過失による火災等で、損害を生じ、加入者が修理をおこなったとき

100万円 または契約額の20%

風呂の空だき

風呂釜および浴槽に、空だきによる損害が生じたとき

5万円 風呂釜と浴槽の損害 **2万円** 風呂釜の損害

※支払い限度は、いずれか少ない額となります。

どけん地震共済

オプション

地震共済金

- 地震(地震による津波を含む)、噴火や地震を原因とした火災による損害が生じた場合、自治体からの罹災証明書にもとづいて給付します。
- 全壊・大規模半壊・半壊・一部壊の損壊区分に従い、地震共済の加入口数に応じて給付します。最大で1200万円の給付です。
- 罹災証明書の発行が遅れている場合でも一定額の仮払金を支払います。

※家財のみの被害で罹災証明書が発行されない場合は、給付できません。

損壊区分(罹災証明書による)	1口あたりの保障額	支払い限度額
全壊	50,000円	1,200万円
大規模半壊	25,000円	600万円
半壊	15,000円	360万円
一部壊・その他	1,500円	36万円

〈神奈川土建〉 支部と本人控え用はコピーをおとりください。

どけん火災共済・地震共済加入申込書

お申し込みは
支部事務所で!

私は、どけん火災共済・どけん地震共済の重要事項説明を了承し、下記の通り申込みます。

申 込 日 年 月 日		フリガナ		性 別 男 ・ 女		支部No.		分会No.							
1. 新規 2. 更新 3. 変更 9. 解約		組 合 員 氏 名		生 年 月 日		組 合 員 No.									
現 住 所		〒		TEL :											
物件番号		物件住所 ※現住所と同じ場合は「同上」と記入				物件名義人		続柄							
		〒				(才)		0. 本 人 4. その他 1. 配偶者 父・母 2. 子 ()							
共 済 目 的 区 分		建 物 用 途		坪 数		発 効 日 (西 暦)		住 宅		家 財		合 計		掛 金	
1. 自家 2. 借家・借集合住宅 4. 貸家・貸集合住宅 5. 別棟・別荘 7. 新築・増築		1. 専用住宅 2. 併用住宅 ※坪数欄に 内訳を記入		坪		火 災 年 月 日		口		口		口		円	
8. その他		3. 作業場 4. 事務所		※上記坪数のうち 作業場 坪 事務所 坪		地 震 年 月 日		(上限200口) 口		(上限40口) 口		口		円	
				満期日 (西 暦)		年 月 日		合計申込掛金						円	
同居家族数(本人を含む)		建物区分		質 権 設 定		年 月 日		合計申込掛金						円	
人		1. 木造等 2. 鉄筋		1. する		月 末 日		合計申込掛金						円	
1. 現金入金日		年 月 日		2. 口座振替 (/ 振替予定)		支部取扱者									
1. 現金入金日		年 月 日		2. 口座振替 (/ 振替予定)		支部取扱者									

金融機関提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

支部番号		組 合 員 番 号 (右づめ)							
組 合 員 氏 名									
団 体 名 等		東京土建一般労働組合どけん共済会							
料金等の種類		共済掛金等				委託者コード 002266			
代金回収受託会社		みずほファクター株式会社							

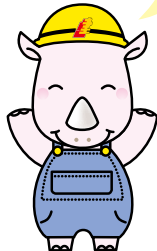
私は、左記団体から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を承認の上、依頼します。(自動払込みの場合を除く)

金融機関提出用		金融機関コード		支店コード	
1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休業日の場合は翌営業日)に預金口座から引落しのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。		2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。		3. この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間に渡りどけん共済会から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。	
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。		(ようお願い)		(ようお願い)	
記載内容に不備がありましたら、下の該当項目に、印をつけ、下記へご返送下さい。		○不備返送先 〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号 みずほファクター株式会社 決済事業本部 03-6688-3274 (株式会社キュービタス内)		金融機関使用欄	
検印		印鑑照合		受付印	
振替日・払込日 26日		(金融機関休業日の場合は翌営業日)		1. 預金取引なし 3. 印鑑相違 2. 記載事項相違 4. その他 (店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考))	

預金口座(ゆうちょ銀行除く)		銀行・組合 金庫・農協		店 出振所		金融機関コード		支店コード	
預金種目		1. 総合(普通) 2. 当座		口座番号		右づめでご記入下さい。			
口座名義人		フリガナ 氏 名		お 届 け 印					

口座振替登録
の際は、必ず
お届け印を
押印して下さい。

便利な口座振替を
ご利用ください
地震共済加入では
口座登録必須です



種目コード		契約種別コード		記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)		番号(右づめでご記入下さい)	
1 6 6		3 0		1 0 ※			
フリガナ 氏 名		お 届 け 印		払 込 先 口 座 番 号		00130-1-14403	
				払 込 先 加 入 者 名		みずほファクター株式会社	

安い掛金で大型保障

どけん火災共済

木造等
(鉄骨で1時間以上の
耐火住宅は鉄筋扱い)
1口**60円**/年
鉄筋
1口**30円**/年

最高
600口

最小
50口でも

住宅・家財あわせて

木造等**36,000円**
鉄筋 **18,000円**で

6,000万円
の保障

木造等**3,000円**
鉄筋 **1,500円**で

500万円
の保障



住宅

- 持ち家を他人に貸している
- 元請負人として新築・増築中
- 事務所・作業場



+



家財

- 持ち家に住んでいる
 - 別棟・別荘
- ※家財だけでも加入できます



家財

- 借家(賃貸住宅)に住んでいる

住宅の加入上限

最高400口(別棟・別荘は100口、事務所・作業場は200口まで)

居住面積	加入限度 (1坪あたり8口 作業場は4口)	最高保障額 (口数×10万円)	年掛金	
			木造等	鉄筋
20坪	160口	1,600万円	9,600円	4,800円
50坪以上	400口	4,000万円	24,000円	12,000円

家財の加入上限

最高200口(別棟・別荘は100口まで)

契約者の年齢	家族人数に応じた最高保障額(口数)				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	500万円 (50口)	800万円 (80口)	900万円 (90口)	1,000万円 (100口)	1,400万円 (140口)
30～39歳	600万円 (60口)	1,500万円 (150口)	1,600万円 (160口)	1,800万円 (180口)	2,000万円 (200口)
40～49歳	900万円 (90口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)
50歳以上	1,000万円 (100口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)

※複数物件に加入の場合の、一世帯の家財合計加入限度は、400口です。

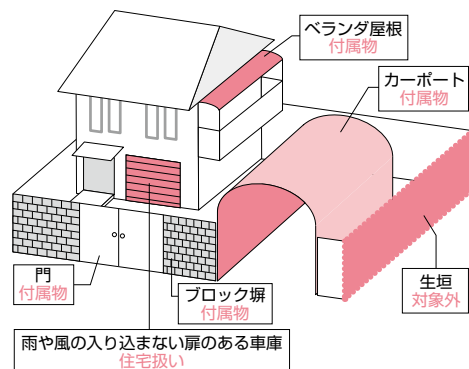
加入できる住宅と家財

- 組合員および組合員と生計を一つにする二親等以内の親族(以下組合員等)が所有し居住している。▶ **自家・借家**
※建設業の事務所(店舗)または作業場の用途を兼ねる「併用住宅」の場合はどけん火災共済運営細則が定めるものに限りま。併用住宅で加入した場合でも事業用の家財は保障対象となりません。
- 組合員等が所有し、居住用に貸している。▶ **貸家**
※寮・社宅・寄宿舎等は加入できません。(加入時、確認書が必要)
- 組合員の親族が居住している。
または、月1回以上使用しているか、管理会社に管理委託している。▶ **別棟・別荘**
(加入時、写真&申告書が必要)
- 組合員個人が元請負人となり建築している。▶ **新築・増築**
※完成引渡しまでの間(1年以内)工事済部分を保障します。
(加入時、申告書が必要)
- 組合員等が個人で所有し使用している建設業の事務所・作業場。▶ **事務所・作業場**
※借りたり貸したりしているものは対象外です。
(加入時、写真&申告書が必要)
- 法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん共済会では保障できません。加入できない物件は神奈川県火災共済共同組合の制度をご紹介します。

付属物の損害

自然災害等の場合、付属物の損害は給付の対象外です。

付属物のみに火災等による損害が生じた場合の共済金額は、住宅の契約共済金額の10%または実損額のいずれか少ない額です。(住宅の契約がない場合は、家財の契約のみです)



生活再建を応援

火災共済に加入している本人居住の物件のみ加入できます

どけん地震共済

木造等
1口 **165円**/年
鉄筋
1口 **100円**/年

最高

240口

住宅・家財あわせて

木造等 **39,600円**
鉄筋 **24,000円**で

1,200万円
の保障

最小

40口でも

木造等 **6,600円**
鉄筋 **4,000円**で

200万円
の保障

加入口数による年掛金と保障額（加入口数は、火災共済の口数範囲内で自由に設定できます。）

地震共済 加入口数	地震共済 年掛金		※支給区分（1口あたりの共済金）と最高保障額			
	木造等 （165円）	鉄筋 （100円）	全壊 （50,000円）	大規模半壊 （25,000円）	半壊 （15,000円）	一部壊・その他 （1,500円）
40口	6,600円	4,000円	200万円	100万円	60万円	6万円
100口	16,500円	10,000円	500万円	250万円	150万円	15万円
240口	39,600円	24,000円	1,200万円	600万円	360万円	36万円

※地震共済における損害の程度の確定は、地方自治体が発行する罹災証明書の記載内容によります。

建物に損壊がなく、家財のみに地震による被害があった場合でも、罹災証明書が発行された場合は、証明書の損壊区分にもとづいて給付します。

※再共済として、最終的に海外の再保険マーケットにリスクを分散しているため、大規模震災にも対応した安心運営です。

火災共済

●契約の発効は、入金日の翌日以降です。

住宅 □	+	家財 □	=	合計 □	×	<table border="1"> <tr><th>年掛金</th></tr> <tr><td>木造等 60円</td></tr> <tr><td>鉄筋 30円</td></tr> </table>	年掛金	木造等 60円	鉄筋 30円	=	<table border="1"> <tr><th>火災共済年間掛金</th></tr> <tr><td>①</td></tr> </table>	火災共済年間掛金	①
年掛金													
木造等 60円													
鉄筋 30円													
火災共済年間掛金													
①													

●坪数×8口上限
（作業場は4口上限）
●最大400口（別棟は最大100口、
作業場・事務所は最大200口）

●契約者年齢と家族数で
上限があります。

※火災等での最大保障金額は、合計口数×10万円です。

地震共済

●契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

住宅 □	+	家財 □	=	合計 □	×	<table border="1"> <tr><th>年掛金</th></tr> <tr><td>木造等 165円</td></tr> <tr><td>鉄筋 100円</td></tr> </table>	年掛金	木造等 165円	鉄筋 100円	=	<table border="1"> <tr><th>地震共済年間掛金</th></tr> <tr><td>②</td></tr> </table>	地震共済年間掛金	②
年掛金													
木造等 165円													
鉄筋 100円													
地震共済年間掛金													
②													

※下記のいずれか低い口数でご加入ください。
※住宅・家財どちらか一方でも加入できます。

●火災共済住宅口数
●10～200口

●火災共済家財口数
●10～40口

●40口以上

<table border="1"> <tr><th>火災共済年間掛金</th></tr> <tr><td>①</td></tr> </table>	火災共済年間掛金	①	+	<table border="1"> <tr><th>地震共済年間掛金</th></tr> <tr><td>②</td></tr> </table>	地震共済年間掛金	②	=	<table border="1"> <tr><th>年間総掛金</th></tr> <tr><td></td></tr> </table>	年間総掛金	
火災共済年間掛金										
①										
地震共済年間掛金										
②										
年間総掛金										

※自主共済のため所得税等の
控除対象となりません。

試算してみましょう！

